

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 平成18年11月16日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時00分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 村 瀬 光 一
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 高 木 恒 雄
委 員 篠 田 好 造
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 高 崎 哲 郎
管理部長 松 本 泰 彦
学校教育部長 松 本 文 化
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒
学校教育部参事兼指導課長 石 井 和 明
生涯学習部参事兼社会教育課長 須 藤 元 夫
生涯学習部参事兼文化課長 市 原 悟
施設課長 木 村 和 弘
学務課長 阿 部 裕
保健体育課長 清 水 龍 夫
青少年課長 大 野 栄 一
総合教育センター所長 福 田 衛
社会教育課副主幹 野 沢 秀 実
生涯スポーツ課長補佐 中 馬 盛 夫
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項
議案第37号 船橋市教育委員会の所管に係る船橋市行政手続
等における情報通信の技術の利用に関する条例施
行規則の制定について
議案第38号 船橋市体育施設利用者カードの交付に関する規
則の一部を改正する規則について
議案第39号 平成19年度船橋市立船橋養護学校高等部第1
学年入学者募集要項について
第3 報告事項
(1) 平成18年度船橋市教育友好使節団西安市派遣について
(2) (仮称)生涯学習施設予約管理システムの進捗状況について

- (3) 第52回船橋市合唱祭について
- (4) 第58回千葉県民体育大会船橋市総合優勝について
- (5) 平成18年度船橋市スポーツ・レクリエーション祭について

6. 議事の内容

【委員長】

昨日、千葉県の教育委員との懇談会に出席された皆様、ご苦労さまでした。

それでは、ただ今から教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

初めに会議録の承認についてお諮りいたします。

10月26日に開催いたしました教育委員会会議10月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第37号について、総務課、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、1ページの議案第37号「船橋市教育委員会の所管に係る船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、市長部局におきまして新たな情報通信の利用に関する規則を制定したことに合わせまして、規定の整備を図る必要がございますことから、この規則案を提出させていただきました。

まず、市長部局でつくりました条例及び施行規則の目的について、説明いたします。

この条例は、パソコンからインターネットを利用して、市の機関に申請、届出等ができるようにするための規定でございます。

これによりまして、市民の利便性の向上につながりますが、条例はその共通事項を定めたものでございます。これは平成18年3月31日から施行されております。

また、条例施行規則につきましては、その具体的な手続方法、告示や申請、処分通知、縦覧等の具体的なあり方を定めたものでございまして、平成18年10月30日から施

行しております。

しかしながら、本来厳格な本人確認の方法、もしくはその申請書の改ざんを防止するための環境整備が今後必要とされるようになっております。

参考でございますが、お手元のホームページの資料をご覧ください。これは本市企画部の電子行政推進課が所管となりますが、平成18年10月30日から千葉県が先行して運用しております電子申請システム、「ちば電子申請・届出サービス」の7項目が共同利用を開始しております。

これは先ほど申しましたように、簡単な届出、厳正な申請者の確認を要しないもの、これをできることからスタートするということで実施をしております。

この規則でございますが、今後の教育委員会における活用方法といたしましては、例えば、公民館や生涯スポーツ施設におけます会場の予約といった部分に運用が拡大されて、市民の方々の利便を図るべく、今準備をしているところでございます。

スタートしたばかりの制度と条例でございますので、機械的・技術的にも、事務処理の解釈につきましても、今後検討を重ねていきながら対応していくことになるかと思っております。

簡単ですが以上でございます。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

今ご説明いただいて、多分これからどんどん進められていく分野だと思いますけれども、お話の中にもありましたセキュリティーの問題に関しては、継続的にしっかり検討していく必要があると思いますので、その点よろしく願いいたします。

【委員長】

便利になることはいいことですが、それを悪用されないようにセキュリティーには気をつけて頑張っていたきたいと思います。

他によろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第37号「船橋市教育委員会の所管に係る船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定について」を採決いたします。異議

ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第37号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第38号について、生涯スポーツ課、説明をお願いします。

【生涯スポーツ課長補佐】

議案第38号「船橋市体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」ご提案いたします。

現在稼働しております体育施設の予約管理システムが、このたび公民館等を含めた生涯学習施設の新予約システムへと変わり、インターネットでも予約することができるようになります。

そこで、体育施設に関する予約につきまして、平成19年2月の施設利用から新予約管理システムで行うため、システムの稼働を1月から行います。その新予約管理システムの稼働等に合わせ、規定の整備を図る必要があるため、現在の体育施設利用者カードに関する規則の一部を改正する規則を制定することが今回の提案です。

それでは、資料は3ページからですが、改正点につきましては9ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、改正の1点目は、第2条で現在の体育施設の予約管理システムには、法典公園施設の集会所につきましては組み込まれておりませんでしたので、団体利用登録のところに明確に位置づけました。

2点目は、登録等の有効期間に関する第5条と第6条を、第5条（カードの有効期間）とし、有効期間も2年間と統一いたしました。そして内容を、「カードの有効期間は交付の日から2年間とし、その都度更新しなければならない」といたしました。

3点目は、第6条を削除し第7条を第6条に、第8条を第7条と繰り上げました。

4点目は、新たに第8条（利用の制限）をつけ加えました。内容は、「カードの交付を受けた者が、この規則及び利用する施設に関する条例等の規定に違反した場合、教育委員会は、カードの利用を一定期間停止することができる」という一条を設けました。

5点目は、第1号様式・個人利用者登録申請書、第2号様式・団体利用者登録申請書、第3号様式・体育施設利用者カード、これら様式に変更、修正等を加えました。

以上が改正点でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【委員長】

ただ今説明がありました、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

青少年の利用も視野に入れておく必要があると思いますが、そのシステム自体が子ども達にも使いやすいものになっているのか、お尋ねします。

【社会教育課副主幹】

システムにつきましては、現在パッケージソフトをもとにカスタマイズ等行っているところであり、そこで使われているパッケージソフトというのは、所沢市や流山市、柏市等で既に実用化されているものでございます。子ども達にとっても、インターネット上でわかりやすい表記になっていると思います。

ただ、もちろん注意事項等がありますので、その部分はきちんと読んでいただく必要はあると思います。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第38号「船橋市体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第38号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号について、総合教育センター、説明をお願いします。

【総合教育センター所長】

議案第39号「平成19年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」ご説明申し上げます。

船橋市立船橋養護学校管理規則第22条によりまして、高等部に入学する生徒の募集及び入学の選抜の方法について必要となります事項は、教育委員会が別に定めることに

なっております。そこで、船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に基づきご審議いただくものでございます。

17ページをご覧ください。

平成19年度の募集要項に1点変更がございます。選考日及び時間につきまして、今年度の選考時間は正午までとしておりましたが、来年度につきましては午前と午後に分けております。

変更理由につきましては、選考時間にゆとりをもたせることと、志願者の待機時間を短縮するためでございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員】

募集定員の若干名というのは、何名程度のことをおっしゃるんですか。

【総合教育センター所長】

一般に若干名というと、2名から3名を指すのでしょうかけれども、ここでは応募してきた生徒につきましては、基本的には入学を許可するという方策をとっております。

【委員長】

他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは議案第39号「平成19年度船橋市立船橋養護学校高等部第1学年入学者募集要項について」を採決いたします。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第39号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の(1)について、教育次長、報告をお願いいたします。

【教育次長】

19ページにございますけれども、10月29日から4泊5日で友好都市・西安市に、私たち50名が教育友好使節団として訪問いたしました。私を団長にしまして、中原委員は副団長、そして村瀬委員長を顧問として、行政・教員含めて10人と、小・中・高校生40名が、10月29日成田を出発し、上海経由で西安市に入りました。

西安空港に到着しました際に、日曜日の午後7時過ぎということにもかかわらず、熱烈歓迎の垂れ幕とともに花束など、盛大な歓迎を受けまして、西安市の皆さんの温かさを感じたところでございました。

翌日30日、友好校になっております大雁塔小学校と育才中学校を、二組に分かれて訪問いたしました。私は大雁塔小学校に行きましたが、子ども達の客を迎える態度というのは相当なもので、子ども達はしっかりしているなど感激しました。

午後からは市長を表敬訪問いたしました。12月に市長が正式に決まるということで、私達がお会したのは市長代理の方でございました。中国の現状、特に古いよいものは残して、その後できるだけ改革しようというような雰囲気を感じました。中でも、教育については改革に力を入れているなど思いました。

障害のある子ども達の施設は、日本の養護学校みたいなものだと思うんですけども、5年前にはなかったそうですが、今は2校あり、さらに3校目を建設中だというお話もございました。

その夜、市長主催の歓迎パーティーがございましたが、その時も非常に和気あいあいとした雰囲気の中で楽しく過ごすことができました。

31日は、第85中学校を全員で訪問しました。そして、午前10時過ぎから子ども達は、ホームビジットといまして各家庭に行きましたが、私達は第85中学校の校長先生を初め職員の方と懇談することができました。

今回は、大雁塔小学校、育才中、第85中学校の3校を訪問したわけですが、これらの学校は、西安市の中でもレベルの高い学校ということでございました。

それから11月1日には、兵馬俑と大雁塔を見学しました。そして、スケジュールの中にはなかったんですけども、みんなで相談して大型スーパーマーケットで買い物をすることにしました。

あとで子ども達からは、中国通貨・元でお土産などを買うことが体験できて本当によかった、という感想が寄せられました。

その夜は答礼パーティーが行われました。パーティーのとき、各テーブルに石榴（ざくろ）が四つずつ置いてありました。石榴は西安市の花で、赤い種がぎっしり詰まっていることから子孫繁栄につながり、また赤という色はお客様をもてなすという意味があると知って、非常に印象的でございました。

そして、11月2日、帰る日ですけども、西安市内を取り囲んでいる城壁を見学しました。何年か前に開催された西安マラソンでは、この城壁を走ったということをお聞きし、城壁の広さというものに驚かされました。

その後、昼食をとりまして成田に向かったわけでございます。成田空港では、たくさんの方の出迎えを受けまして、本当に感謝しております。ありがとうございました
以上でございます。

【委員長】

どうもご苦労さまでした。
中原委員は、何か印象に残ったことございますか。

【中原委員】

まず1点は、この事業が、船橋市の教育友好使節団としての派遣ということでしたので、あちらの迎え方も、何を私たちに伝えていきたいかということが非常にきちっと設定されていて、意欲を感じてまいりました。この機会を与えていただいてとてもうれしく思っています。

中国は、恐らく今年度からというお話だったと思いますが、義務教育の無償化が実現したようで、今まで義務教育と言いながらお金のない人は受けられないという現実があったようです。そこを人民政府が無償でやることに踏み切った年でもありますし、教育費に関しては増やしているそうです。そういう人民政府の姿勢を拝見して、先生方も学校経営者も非常に誇りと活気が感じられました。やっぱり国が教育をととても大切に思っていて、そこを通して国づくりをしていくという姿勢があるところからだと思いますけれども、教育行政自体が元気があるなという感じがいたしました。その点では船橋市もみんなで元気に教育行政を進めていけるといいなあ、というふうな思いを持って帰ってまいりました。

何よりみんなが無事でいい思い出を持ち帰ってきてくれたらろうということが、とてもうれしいことです。

【委員長】

私は5年前に次いで、今回も一緒に行ってまいりました。5年前と比べると、我々が行って見えるところは本当に驚くほど変貌していましたね。

朝方、通勤に使っていた自転車はほとんど見かけなくなっていましたし、給料面でも、日本との較差が相当縮まっているとお聞きしました。また、観光地の入場料は5年前に比べると相当高くなっていました。その分、周りの設備やトイレ、道路などは整備されて、本当に日本と何ら変わらなくなってきたなと思いました。

ただ、一步外へ出ると、戦後直後の日本を思わせるような光景もところどころ見受けられました。

【教育長】

子ども達は授業に参加したんですか。

【教育次長】

私達は見えていないんですけども、英語とか美術の授業に参加したと聞いております。

【教育長】

それはよかったですね。

本当にご苦労さまでした。

【委員長】

続きまして、報告事項（２）について、社会教育課、報告をお願いいたします。

【社会教育課長】

本日お手元に資料を配付させていただいております。これに基づきましてご説明をいたします。

（仮称）生涯学習施設予約管理システムの進捗状況でございますが、本年度の市政執行方針で、インターネットを利用したスポーツ施設や社会教育施設の予約システムの導入方針が示され、現在そのための情報システムを開発中であります。

このシステムは、体育施設予約システムが更新されるのを機会に、先ほどの話にもございましたが、平成18年4月に施行されました船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び規則に基づいてシステムを拡充して、施設を貸出ししている生涯学習施設の諸業務に導入することによって、施設使用管理の効率化を図り、利用者の利便を向上させるというようなことを目的としております。

対象とします施設は、体育施設、学校ナイター、法典公園の集会施設、公民館、社会教育バス、市民文化ホール、市民文化創造館、青少年キャンプ場、青少年会館及び女性センターを考えております。

効果としましては、利用者端末や、それからパソコン、携帯電話などから照会や抽選の申し込み、予約及び取り消しが可能となりまして、利用当日まで施設来所は不要になるということでございます。

この予算ですが、教育委員会ではなく、電子行政推進課で持っております。

今回導入するシステムは、先ほど申し上げましたとおり、近隣の柏市や流山市のほか、府中市、所沢市等でも導入されているシステムであります。

体育施設は、先ほどの説明のとおり運用を開始しますが、公民館や女性センターについては、利用者へこの後ご説明をし、来年1月中旬以降に受け付け等を開始することになります。

すべてのシステムが稼働しますのは4月ということになります。

極めて大まかではございますがこのシステムの全体像を、資料の2枚目に図で示してございます。これを見ていただくとおわかりのように、施設によってはこの部分までやりますよ、すべてやりますよというようなものがいろいろ分かれておりますが、矢印でその辺をご覧いただければと思います。今この矢印に沿って開発中ということでございます。

その次のページには、開いたときのイメージ図、そしてその次のページには、利用者が手続をするときのフローを、公民館、女性センターを例にして示しておきました。

以上でございます。

【委員長】

ただ今報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

対象施設のところで、インターネット経由の予約では情報不十分な施設については、原則窓口で申請というふうな表記でありますけれども、これは具体的にはどの範囲をおさえていらっしゃるのか教えていただけますか。

【社会教育課副主幹】

2ページ目をご覧いただきたいのですが、一番上に示しています公民館と体育施設と女性センターについてでございますが、体育施設については既に登録制度がございますし、女性センター、公民館につきましても団体の登録ということが可能であります。

したがって、この3つに該当する施設につきましても、施設の管理システムのこの四角で囲っているものについてはすべてが利用可能であります。

つまり、利用者を登録して、それから空き情報を検索して、抽選して、予約して、許可書を発行して、お金の収納を管理して、利用者の実績集計というものが、すべて利用可能になります。

ただ、社会教育バスとか文化施設、それから青少年施設につきましては、利用の内容によりまして市として指導をしなければならない部分というのが含まれておりますので、単純な利用というわけにはなりません。これにつきましては、窓口で相談しながら、申請書や利用の計画をつくっていただくという考えに基づいております。

以上です。

【委員】

指導とおっしゃった点について、もう少し具体的にお願いします。

【社会教育課副主幹】

利用の計画が研修目的に合致しているか、その施設の目的に合致しているような内容であるかどうかを、申請書から読み取る必要があるということでございます。

【委員】

そういうケースは、全体のどのくらいの割合になりそうなのでしょうか。

【社会教育課副主幹】

全体の利用数からしますと、少ないと考えております。公民館と体育施設等の利用がほぼ8割から9割占めるものと考えます。

【委員】

なるべく障害は低い方がいいと思いますので、実際に運用を始めてからもよく見ていただけたらと思います。

【委員長】

それではよろしいですか。

続きまして、報告事項（3）について、文化課、報告をお願いします。

【文化課長】

お手元の資料21ページ、船橋市合唱祭について報告いたします。

今回52回目を迎えます、船橋市合唱祭は船橋市合唱連盟と船橋市教育委員会が共催で行うものでございます。合唱連盟につきましては昭和30年に15団体で結成されて、現在まで続いてでございます。

平成18年12月3日の日曜日に市民文化ホールにおきまして、午前の部、午後の部に分けて行う予定でございます。ぜひご覧になっていただきたいと思っております。

この中で特筆されるクラブとして、HGメンネルコールというのが午前の部の一番上に記載されております。このクラブは昭和22年に発足しておりまして、船橋市教育委員会の設立が昭和25年ですので、その前から活動していることとなります。その当時のメンバーも出演しますので、ぜひご覧になっていただきたいと思っております。

文化課からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（４）及び報告事項（５）について、生涯スポーツ課、続けて報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長補佐】

（４）、（５）続けて報告させていただきます。

まず、１つ目は、第５８回千葉県民体育大会が県内の各市町村を会場にして行われ、船橋市選手団が２位の千葉市に１３．５ポイントの差をつけ、６大会ぶり４回目の総合優勝をおさめました。優勝旗をここに持ってまいりましたので、ご覧ください。

その中で、特に男子では、陸上競技を初め、軟式野球、柔道など８種目に優勝し、女子では、バレーボール、卓球、サッカーなど４種目で優勝しました。詳細につきましては資料の２３ページから載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

なお、今大会の表彰式が平成１９年１月２０日の土曜日に、詳細については未定でございますが、千葉県体育協会主催で実施される予定です。

教育委員の皆様には温かい激励やご支援をいただき、本当にありがとうございました。

続きまして、５番目ですけれども、体育指導委員連絡協議会の主催によります平成１８年度船橋市スポーツレクリエーション祭が、船橋市の運動公園におきまして開催されます。資料につきましては２７ページから載っております。午前９時から午後３時まで、盛りだくさんの催しで市民の皆様をお迎えして実施されます。時間がございましたらお越しいただきたいと思っております。

以上、報告２点させていただきます。

【委員長】

大勢の方が参加しての、県民体育大会総合優勝、おめでとうございました。本当にご苦勞さまでした。

ところで、船橋市スポーツレクリエーション祭というのは、いつから開催されているのですか。

【生涯スポーツ課長補佐】

今年度で船橋市独自の開催は２回目になります。それまでは県から補助金を受けて開催しておりました。

【委員】

開催日の１１月１９日は、船橋をきれいにする日と重なっていますね。

【教育長】

そうですね。ある町会長さんから、こういう大きな行事はダブらせない方がいいのではないかというご意見をいただきましたので、市の方ともっと連携をとるように指示したところです。

【委員長】

多くの方が参加できるように、その辺は調整していただきたいと思います。

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました、ほかに何かございますでしょうか。

【委員】

先日、産業医として市立船橋高校を視察してまいりました。非常に校舎の老朽化が進んでおりました。早急に市立船橋高校の将来構想について、プロジェクトなどを立ち上げて真剣に検討していかなければならないのではないかと感じてまいりました。

【教育長】

現在、学務課の高校班を中心に市立船橋高校の校長や管理部長にも入ってもらいプロジェクトを組んで検討しており、内部的にはかなり煮詰まっております。しかし、それを実現するには、資金面等で難しい問題がございますので、まだ委員の皆さんに正式にご報告できる段階ではないと考えてございました。

【委員】

半端な金額ではないでしょうかね。

ただ、市立船橋高校はもう建てかえなければいけない時期に来ているということ、広く市民の皆さんに投げかけてみることも、一つの方法かも知れませんね。

【委員】

お金のことは別にして、目指している理想像を、教育委員会として早急に出す必要があるのではないかと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ありがとうございます。

【委員】

それでは私から別件でお尋ねします。

3年位前に、小学生の高学年については、授業を担当の先生が全部受け持つのではなくて教科担任制で行えないか、問いかけたことがあります。いろいろな先生が子ども達に関わった方が、いい方向に進むのではないかなと思ったからです。その点について、いかがでしょうか。

【指導課長】

教科担任制につきましては、市内小学校、中学校合わせまして約10校で、その小・中連携を含めた教科担任ということで考えております。現在試行として進めておりまして、中学校の先生が小学校へ来て教えること、その逆に小学校から中学校へ行って教科をTTでやるような形で、研究を進めているところです。

その他市内の各学校には、できる範囲で、高学年の教科担任については学校独自で研究し、実践してほしいということで進めているところです。

今後、今やっている実施状況を見て、進めていく方向で考えております。

【委員】

実際にやっている小学校は何校あるんですか。

【指導課長】

全体を把握しておりませんが、最低今お話ししました小・中学校の10校のうちの半分の小学校5校においては、それを進めているところでございます。

【委員長】

なるべく早く、押し進めていただければと思います。

他に何かございますか。

【委員】

先月、今月と、子どもの自殺やいじめに関する事件が起きています。やはり教育委員会では、何か起こったときにどう対応するか、みんなで共通理解をしておいて動けるようにしておく必要があると考えます。船橋は大きな所帯ですので事件や事故が起こらないと安心してはいただけませんので、その点は皆さんで機会があるたびに確認し合いながらやって欲しいと思っています。

それから、いじめかじめではないか、すれすれのところの事象が起きたときにどう対応するかということや、自殺は実際には起こらないかもしれないけれども、そういう自殺企図の訴えが伺えたときにどうするかというような一歩手前の対応については、まだまだ弱いところがあると思います。その点の検討もみんなで進めていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

【委員長】

他にございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、これで教育委員会会議 1 1 月定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。